



2021年11月12日

各位

会社名 愛光電気株式会社  
代表者名 代表取締役社長 近藤 保  
(コード番号 9909)  
問合せ先 常務取締役 武井 勝義  
(TEL. 0465-37-2121)

### 株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年10月20日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」(以下「2021年10月20日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から2021年12月2日まで整理銘柄に指定された後、2021年12月3日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所の開設するJASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案(株式の併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2021年10月20日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

当社株式について、108,280株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

873,827株

④ 効力発生前における発行済株式総数

873,835株

(注)効力発生前における発行済株式総数は、当社が2021年7月27日に公表した「2022年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された2021年6月20日現在の発行済株式総数(882,200株)から、当社が2021年10月20日開催の当社取締役会においてその消却を決議し、2021年12月6日付けで消却される予定の2021年10月13日現在当社が所有する自己株式の数(8,365株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

8株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

22株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、AKコーポレーション株式会社(以下「公開買付者」といいます。)及び近藤保氏以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定通り得られた場合は、株主の皆様への保有

する当社株式の数に、公開買付者が 2021 年 8 月 10 日から 2021 年 9 月 28 日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 2,360 円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

## 2. 第 2 号議案（定款の一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は 2021 年 10 月 20 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 22 株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 8 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式の権利制限）の全文を削除し、第 10 条（株式取扱規程）を変更し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

## 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2021 年 11 月 12 日（金）
② 整理銘柄指定日	2021 年 11 月 12 日（金）
③ 最終売買日	2021 年 12 月 2 日（木）（予定）
④ 上場廃止日	2021 年 12 月 3 日（金）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2021 年 12 月 7 日（火）（予定）

以上